

京都市教育委員会教育長告示第7号

京都市久世ふれあいセンター条例第5条ただし書の規定に基づき、京都市久世ふれあいセンター図書館(京都市久世ふれあいセンターの図書施設をいう。)を次のとおり臨時に開館します。ただし、館内利用に限ります。

平成25年6月27日

京都市教育委員会
教育長 生田義久

臨時に開館する日	開館時間
平成25年7月23日(火), 同月24日(水), 同月30日(火)及び同年8月6日(火)	午前10時から午後5時まで

(教育委員会事務局生涯学習部)